大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出に係る書類をこの公告の日から4月間静岡市経済局商工部商業労政課において縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について 意見を有する者は、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、この公告の日か ら4月以内に静岡市に意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成 25 年 5 月 16 日

静岡市長 田 辺 信 宏

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) バロー竜南店

静岡市葵区竜南二丁目 223 番 外 2 筆

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 株式会社バロー

岐阜県恵那市大井町 180 番地の 1

代表取締役 田代 正美

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名

株式会社バロー

岐阜県恵那市大井町 180 番地の1

代表取締役 田代 正美

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成 26 年 1 月 3 日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,322 平方メートル

6 施設の配置に関する事項(位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり)

(1) 駐車場の位置及び収容台数

52 台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

40 台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

95.7 平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 12.16 立方メートル

7 施設の運営方法に関する事項(位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり)

(1) 開店時刻 9時

(2) 閉店時刻 21 時 30 分

(3) 駐車場を利用できる時間帯 8時30分から22時00分まで

(4) 駐車場の出入口の数及び位置 3箇所

(5) 荷さばきを行うことができる時間帯 6時00分から22時00分まで

8 届出年月日

平成25年5月2日